

山口市認知症高齢者等対策推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市認知症高齢者等対策推進事業（以下「本事業」という。）は、市民及び保健・医療・福祉関係機関に、認知症の発症や悪化予防に向けた普及啓発を行うとともに、認知症高齢者等の早期発見・早期対応に向けた医療と介護の地域体制づくりを推進することにより、認知症の増加抑制及び認知症高齢者等や家族が安心して生活できる地域社会づくりを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、山口市とする。ただし、本事業の運営を適切な事業運営が確保されると認められる団体等に委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症地域ケア推進会議の設置

保健・医療・福祉の専門家及び地域関係組織の代表者等からなる認知症地域ケア推進会議を設置し、認知症の発症予防から生活支援までの総合的な支援体制づくり及び関係機関の連携推進に関する協議を行う。

(2) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会

(3) 市民を対象とした認知症に関する普及啓発

(4) もの忘れホットライン（認知症電話相談）の設置

ア 認知症の初期段階に、高齢者等及び家族が身近に相談できる場として「もの忘れホットライン」を設置し、相談支援体制の強化を図る。

イ 「もの忘れホットライン」は、山口市基幹型地域包括支援センターに設置し、保健師等が相談にあたる。

(5) 家族会等、認知症高齢者等の介護者に対する支援

(6) その他認知症予防及び認知症高齢者等の支援に資する事業であって、市長が適当と認めるもの。

(関係機関との連携)

第4条 本事業の運営を円滑にするため、受託団体等は保健・福祉・医療関係機関部局との連携を図る。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市認知症高齢者対策推進事業要綱（山口市制定）の規定によりなされた決定その他行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

（事業対象者の特例）

3 平成17年度に限り、第3条第4項の規定の適用については、合併前の山口市の区域を対象とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年1月16日より施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。